

# 関係省庁等の連携による民間の面会交流支援団体の適切な活用支援の仕組み

令和3年8月  
法務省・厚生労働省

## 1 課題

安全・安心な面会交流のための具体的検討は政府の重要な課題だが、民間の面会交流支援団体の活動は各々の努力によって支えられており、地理的に偏在し、規模やサービス内容等も様々。まずは現行の枠組みにおいて、関係省庁等が連携して支援団体が適切に活用されるよう支援していく必要性が高い。

## 2 関係省庁等の連携内容

### ○ 法務省

- ・ 支援団体の活動の目安となる指針（法令上の根拠を必要としないもの）を作成し、公開（日程調整の仲介や子の受渡し、見守り等のサポータティブなものを対象とし、監視付き等のスーパーバイズドなものは対象外）。
- ・ 法務省HPへの掲載を希望してきた支援団体について、法務省HPに一覧を掲載するなどの周知・広報を行う。
- ・ 法務省HPへの掲載を希望してきた支援団体に対し、指針の趣旨や内容等について説明する。

### ○ 厚生労働省

- ・ 面会交流支援事業において、自治体から民間団体等に実施を委託する場合、指針を遵守している旨を公表している団体（指針遵守公表団体）を活用するように、自治体に対し、周知を行う。
- ・ 自治体の取組事例集を作成し、周知等を行う。

### ○ 最高裁

- ・ 指針及び指針遵守公表団体等について法務省が作成するリーフレットを窓口等に備え置くなどして当事者に情報提供し、面会交流の調停を進めていくに当たっての参考としてもらう。
- ・ 個別の事案に応じて支援団体利用の必要性を十分に検討し当事者と支援団体との間で事前調整や当該支援団体の了承を得ておくことが重要であることについて、当事者において十分理解されるべきことについて、裁判官、調停委員、家裁調査官等に対し、周知等を行う。

## 3 今後の検討

法務省において、年内を目途に指針を策定・公表。法務省、厚生労働省、最高裁において、令和4年初頭からの運用開始を目指した準備を並行して進める。